

日本学生支援機構奨学金について

日本学生支援機構奨学金は、優れた学生で経済的理由により修学困難な学生に対して、学資等の貸与を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

大学院の奨学金は、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人の養成を目的とし貸与するもので、選考は家計基準よりも学業基準を優先します。日本学生支援機構の推薦基準に基づき、大学が推薦し、採否は日本学生支援機構が決定します。

【貸費奨学金の利用にあたって】

貸費奨学金は修了後、返還が必要になります。申し込む際には、自身の収入と支出を改めて計算し、どれくらいの金額が必要になるのか十分に検討してください。

【注意事項】

本記載事項は日本学生支援機構奨学金の概要です。申請の際には最新版の案内を確認してください。各種基準が変更になっている場合があります。

【日本学生支援機構奨学金の種類】

日本学生支援機構奨学金には、「第一種奨学金（無利子）」と「第二種奨学金（有利子）」の二種類があり、それぞれ貸与条件や貸与月額などが異なります。また、新入生に限り、月額貸与の他に入学一時金を追加で貸与できる「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）」に申請することができます。なお、各種基準を満たす必要があるため、希望者全員が採用になるわけではありません。

（1）第一種奨学金（無利子）

第一種奨学金の貸与を申し込む際は、奨学金申込み時に返還の方式として「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」のいずれかの返還方式を選択してください。

「所得連動返還方式」は、卒業後の年収に応じて毎年の返還額が決まるので、年収が少ない時期も無理なく返還できる制度です。ただし、保証制度は「機関保証」のみであること、マイナンバーの提出が必要であることにご留意ください。

○貸与月額

	採用 学年	貸与月額	貸与総額(貸与月数)
大学院 (修士・博士前期課程) 専門職大学院 法務研究科既修者コース (2年制)	1年	88,000円 又は50,000円 から選択	2,112,000円(8.8万円で24か月) 1,200,000円(5万円で24か月)
法務研究科未修者コース (3年制)	1年	88,000円 又は50,000円 から選択	3,168,000円(8.8万円で36か月) 1,800,000円(5万円で36か月)

※貸与期間は入学から修了までの標準修業年限ですが、1年ごとに「継続手続」が必要になります。

※日本学生支援機構における法務研究科既修者コースの採用学年は、1年となります。

○収入基準額（上限） ※カッコ内は許容範囲

大学院（修士・博士前期課程） 専門職大学院	299万円（389万円）
--------------------------	--------------

収入見込額（本人及び定職を持つ配偶者収入合計額）が上限を超える場合は申込資格がありません。

（２）第二種奨学金（有利子）

第二種奨学金は有利子奨学金です。奨学金申込み時に金利の種類「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のいずれかを選択してください。選択した金利の種類は、貸与期間が終了する年度の11月末（予定）まで変更することができます（入学時特別増額貸与分を除く）。

[金利の種類]

① 利率固定方式

貸与終了時に確定する利率で最後まで返還することになります。市場金利が上昇、下降した場合でも返還利率は変動しません。

② 利率見直し方式

貸与終了後概ね5年ごとに見直しされる利率で返還することになります。市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用され、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

○貸与月額

5万円、8万円、10万円、13万円、15万円の月額の中から選択をします。

	採用学年	貸与月額	貸与総額(貸与月数)
大学院 (修士・博士前期課程) 専門職大学院	1年	50,000円	1,200,000円 (24か月)
		80,000円	1,920,000円 (24か月)
		100,000円	2,400,000円 (24か月)
		130,000円	3,120,000円 (24か月)
		150,000円	3,600,000円 (24か月)
法務研究科既修者 コース(2年制)			法務研究科で、15万円を選択した場合のみ、希望により4万または7万円の増額ができ、月額19万または22万円の貸与が可能。ただし増額月額部分は基本月額と別利率計算で、選択した年利率の0.2%上乗せした利率を適用。
法務研究科未修者 コース(3年制)	1年	50,000円	1,800,000円 (36か月)
		80,000円	2,880,000円 (36か月)
		100,000円	3,600,000円 (36か月)
		130,000円	4,680,000円 (36か月)
		150,000円	5,400,000円 (36か月)
			15万円を選択した場合のみ、希望により4万または7万円の増額ができ、月額19万または22万円の貸与が可能。ただし増額月額部分は基本月額と別利率計算で、選択した年利率の0.2%上乗せした利率を適用。

※貸与期間は入学から修了までの標準修業年限ですが、1年ごとに「継続手続」が必要になります。

※日本学生支援機構における法務研究科既修者コースの採用学年は、1年となります。

○収入基準額（上限）

大学院（修士・博士前期課程） 専門職大学院	536万円
--------------------------	-------

収入見込額（本人及び定職を持つ配偶者収入合計額）が上限を超える場合は申込資格がありません。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

第一種奨学金、第二種奨学金を申し込む新入生に限り、月額貸与の他に入学一時金を追加で貸与できる入学時特別増額貸与奨学金を申請できます。貸与額は、10万、20万、30万、40万、50万円の5種類で、第二種奨学金と同様に金利の種類を選択します。貸与利率は、選択した年利率の0.2%上乗せした利率となります。貸与条件は次のいずれかです。

- ① 本人収入合計（本人収入の他、奨学金や親からの援助等全てを含んだ金額）が120万円以下である者
- ② ①以外の者で、入学のために金融機関で「日本政策金融公庫の国の教育ローン」を申し込んだにも関わらず、貸付を受けることができなかった者

なお、①の「本人収入合計」とは年間の支出額（日常生活費、授業料、通学費、書籍費などその他の費用）を算出し、その支出額と同額若しくは上回る金額が収入合計金額になります。本人の就労による収入のみが、「本人収入合計」と認定されるわけではありませんのでご注意ください。

②については、『借入申込書（お客様控え）のコピー』・『「国の教育ローンを利用できなかったことについて（申告）」（所定用紙）』・『審査結果通知』の3点を提出しなければなりませんので、あらかじめ国の教育ローンの申込みをしてください。本人名義での申込みができなかった場合は、保護者名義で申込みをしてください。なお、国の教育ローンが借りられた場合、入学時特別増額貸与奨学金の貸与は受けられません。

◎併用貸与について

第一種奨学金と第二種奨学金の貸与を同時に受けることを、併用貸与といいます。

併用貸与の場合、貸与額が多くなり、債務過剰になることが考えられますので、責任を持って返還できるようしっかりと返還計画をたてたうえで、申込みを行ってください。

○収入基準額（上限）

大学院（修士・博士前期課程） 専門職大学院	併用貸与 の場合	284万円
--------------------------	-------------	-------

収入見込額（本人及び定職を持つ配偶者収入合計額）が上限を超える場合は申込資格がありません。

◎募集について（予定）

※以下日程は予定です。具体的な日程や申請書類等の詳細は、[本学ホームページ](#)を確認してください。

(1) 大学院在学採用

募集要項の公開 3月下旬 申請時期 4月上旬

(2) 大学院二次採用（第二種奨学金のみ）、秋季入学者採用（対象者のみ）

募集要項の公開 9月下旬 申請時期 10月上旬

※日本学生支援機構から募集の通知があった場合のみ、受け付けを行います。

(3) 大学院予約採用

募集要項の公開 10月上旬 申請時期 10月下旬

※博士前期・修士課程入学予定者または専門職大学院入学予定者

※「予約採用」では入学前に奨学金の申請をし、採用候補が決定します。入学後の4月下旬から奨学金の貸与を受けることができます。

【特に優れた業績による返還免除制度】

大学院第一種奨学金採用者に対する制度です。概要は以下のとおりです。

【対象】 次の2つの要件を満たす者

- ・当該年度中に大学院第一種奨学金の貸与を終了する者(満期者及び申請締め切り日までの辞退者)
※申請締め切り後から当該年度の3月末日までに辞退した方は、当該年度、翌年度以降とも当制度を利用することはできません。辞退をする場合は、時期にご注意ください。
- ・大学院在学中に学内外で特に優れた業績を挙げた者(以下、評価項目参照)

【推薦枠】

本大学院<修士・博士前期課程, 博士後期課程, 専門職学位課程>で、当該年度に第一種奨学金の貸与が終了する者のうち、各課程で概ね3割程度

審査の対象となる評価項目(基準)

- (1) 学位論文その他の研究論文(論文の学内外での高評価・表彰, 学会発表等)
- (2) 特定の課題についての研究の成果(研究成果の学内外での高評価・表彰, 学会発表等)
- (3) 専攻分野に関連した著者, データベースその他の著作物(単著, 共著による執筆, 刊行等)
- (4) 専攻分野に関連した発明(特許取得やコンテスト入賞等)
- (5) 授業科目の成績(修得単位の平均点が80点(GPA 3.0※専門職学位課程1.7)以上等)
- (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績(RA, TA等による補助業務により学内外での教育活動に貢献した業績)
- (7) 専攻分野に関連した音楽・演劇・美術その他芸術の発表会における成績
- (8) 専攻分野に関連したボランティア活動その他社会貢献活動の実績
- (9) 博士課程論文研究基礎力審査の結果

※専門職学位課程において、項目(5)授業科目の成績は必須項目です。

※今後評価項目(基準)が変更になる場合があります。

【選考方法】

本大学院「学内選考委員会」において、各申請者の業績について評価項目に基づき審査し、順位を付して日本学生支援機構に推薦します。返還免除の決定は、最終的に日本学生支援機構が認定した者となります。

【募集】

例年12月中旬頃(予定)に対象者にOh-o!Meijiを通して募集いたします。
最新の情報および詳細はそちらを確認してください。

【採用時返還免除内定候補者制度】

本制度は、大学院博士後期課程に入学し、第一種奨学金の貸与を受けることになった者が、貸与終了時に「特に優れた業績による返還免除」の候補者としてあらかじめ内定となり得る制度です。内定者となった場合は、在学中（貸与期間中）に特に優れた業績を挙げることにより、正式に奨学金の全額又は半額の返還が免除されます。

【対象課程】

当該年度に「博士（後期）課程」1年次に入学し、第一種奨学生として採用された人が対象です。
※ 修士課程，専門職学位課程，第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象），第一種奨学金（海外協定派遣型）は対象外です。

【推薦限度数】

若干名

【募集】

例年10月～12月頃に募集します。対象者にはOh-o!Meijiにて案内をお送りします。
最新の情報および詳細はそちらを確認してください。

【推薦】

内定制度への申請者を対象として、本学の基準に基づき選考を行い、貸与期間終了時において本機構が定める評価基準を満たすことが見込まれる人を推薦します。

【返還免除内定者の決定】

本学からの推薦の後、日本学生支援機構の審議を経て、正式に返還免除内定者が決定します。

【返還免除内定者の取消】

以下の場合には、返還免除内定者の身分を取り消します。

- ・貸与期間中に学業不振等のため卒業期が延期等となり、奨学金の交付に係る「停止」又は「廃止」の処置（修業年限内で課程を修了できないことが明らかな者を含む）を受けた場合。
- ・貸与期間終了年度の返還免除候補者として推薦を行うまでの間に、修業年限内で課程を修了できなくなった場合。

【留意点】

- ・内定時に、全額または半額免除の区別はありません。貸与終了時に、貸与期間中の業績により、いずれかに認定されます。
- ・休学期間があつてそれに相当する期間、卒業（修了）期が延期した場合は、内定取り消しの対象とはなりません。